

令和6年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

令和6年 1月23日 開会

令和6年 1月23日 閉会

浪江町議会

令和6年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（1月23日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第10号の一括上程、説明	6
議案第1号の質疑、討論、採決	23
議案第2号の質疑、討論、採決	26
議案第3号の質疑、討論、採決	26
議案第4号の質疑、討論、採決	29
議案第5号の質疑、討論、採決	31
議案第6号の質疑、討論、採決	33
議案第7号の質疑、討論、採決	34
議案第8号の質疑、討論、採決	36
議案第9号の質疑、討論、採決	36
議案第10号の質疑、討論、採決	38
閉会の宣告	38

浪江町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年1月12日

浪江町長 吉田栄光

- 1 日 時 令和6年1月23日（火） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
 - (2) 浪江町手数料徴収条例の一部改正について
 - (3) 工事請負契約の締結について（畜産施設建築工事）
 - (4) 工事請負契約の締結について（畜産施設電気設備工事）
 - (5) 工事請負契約の締結について（畜産施設機械設備工事）
 - (6) 工事請負契約の締結について（液肥製造・排水処理施設整備工事）
 - (7) 工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）
 - (8) 物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その1））
 - (9) 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））
 - (10) 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	6番	半谷正夫君
7番	紺野則夫君	8番	佐々木茂君
9番	山本幸一郎君	10番	高野武君
11番	渡邊泰彦君	12番	松田孝司君
13番	佐々木勇治君	14番	山崎博文君
15番	紺野榮重君		

不応招議員（なし）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第1回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月23日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 工事請負契約の締結について（畜産施設建築工事） |
| 日程第 6 | 議案第 4号 工事請負契約の締結について（畜産施設電気設備工事） |
| 日程第 7 | 議案第 5号 工事請負契約の締結について（畜産施設機械設備工事） |
| 日程第 8 | 議案第 6号 工事請負契約の締結について（液肥製造・排水処理施設整備工事） |
| 日程第 9 | 議案第 7号 工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事） |
| 日程第 10 | 議案第 8号 物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その1）） |
| 日程第 11 | 議案第 9号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木）） |
| 日程第 12 | 議案第 10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号） |

出席議員（14名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
6番	半谷正夫君	7番	紺野則夫君
8番	佐々木茂君	9番	山本幸一郎君
10番	高野武君	11番	渡邊泰彦君
12番	松田孝司君	13番	佐々木勇治君
14番	山崎博文君	15番	紺野榮重君

欠席議員（1名）

5番 小澤英之君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田栄光君	副町長	山本邦一君
副町長	成井祥君	教育長	笠井淳一君
総務課長兼津島支所長兼選挙管理委員会書記長	戸浪義勝君	企画財政課長	吉田厚志君
住民課長	柴野一志君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
介護福祉課長	松本幸夫君	生涯学習課長補佐兼浪江町公民館長補佐兼浪江町図書館長補佐兼社会教育係長	門馬純子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	久君	次長兼係長	野夕華子君
書	岡本ちり君		

-
- 議長（平本佳司君） 令和6年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、1日に発生した令和6年能登半島地震により被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。ご起立願います。

[黙とう]

- 議長（平本佳司君） ありがとうございます。ご着席ください。傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、令和6年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、15番、紺野榮重君、1番、武藤晴男君、2番、紺野豊君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日限りに決定いたしました。
-

◎議案第1号から議案第10号の一括上程、説明

○議長（平本佳司君） お諮りします。日程第3、議案第1号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）までを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第12、議案第10号まで一括議題といたします。

日程第3、議案第1号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 冒頭申し上げます。

1日に発生した能登地震において犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げます。震災を経験した我々にとって、あの地域がいち早く復興することを願っている次第であります。

それでは、町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、令和5年12月定例会において、町営高瀬野球場復旧工事（土木）の契約変更の議案について、議会のみならず、受注業者も含めて多くの関係者にご迷惑をおかけした重大な案件と認識しており、行政執行者として責任を明確にするため、令和6年2月に支給される町長の給料月額を10%、教育長の給料月額を5%減額することについて、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第2号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第2号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、戸籍法の一部改正により本籍地以外での戸籍等に係る証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第2号、資料によりご説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、2の主な改正内容でございます。

令和元年の戸籍法の一部改正により、本年3月1日より順次、本籍地以外での戸籍の取得が可能となる戸籍証明書の広域交付や、戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書の発行、また、戸籍届出を画像データを使って証明を行う届書等情報内容証明書等の交付などが開始されることとなっております。

これに伴い実施する業務ごとの手数料について、条例の別表に、第2条関係でございますけれども、下の表に記載のとおり加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

1つ目として、戸籍の全部事項証明書の広域交付等に関わる手数料の新設として、戸籍の全部事項証明書等の広域交付450円、除籍の全部事項証明書等の広域交付750円、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行400円、除籍電子証明書提供用識別符号の発行700円、届書等情報の内容の証明書の交付350円、届書等情報の内容の証明書の閲覧350円をそれぞれ加えるものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は、令和6年3月1日から施行するものでございます。

なお、13ページから22ページにつきましては、新旧対照表となりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結について（畜産施設建築工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第3号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、畜産施設建築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった奥村・横山特定建設工事共同企業体代表者、株式会社奥村組東北支店執行役員支店長、樫木正成と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集23ページをお開きください。

1、契約の目的、畜産施設建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、54億2,300万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4億9,300万円。

5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区中央2丁目11番18号、奥村・横山特定建設工事共同企業体代表者、株式会社奥村組東北支店執行役員支店長、檜木正成。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日。

本工事は、畜産業の再生を目的に、酪農業を行う畜産施設の整備を行うものです。

次のページ、議案3号、資料1をご覧ください。

畜産施設の全体配置図となります。

施設敷地面積25万9,125.03平米。主要建築物は右表のとおりとなっております。別に発注する建築物がある関係で一部連番となっておりますが、A棟、搾乳牛舎、鉄骨造平屋建て、面積3,777.42平米。以下、表のとおりとなっております。AからSまでの17棟、合計面積で4万4,370.38平米となります。各棟に関しては、後の平面図の説明で確認いただけます。

なお、配置図中ほどの色が塗られていない丸い建築物があるエリアは、別途工事で整備予定の液肥製造・排水処理施設となります。

次のページ、資料2をご覧ください。

搾乳牛舎の平面図と立面図になります。

A棟とB棟は同じ内容となります。延べ床面積3,777.42平米、1施設当たりの最大飼養頭数は搾乳牛310頭となります。

次のページ、資料3をご覧ください。

C、搾乳牛舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積3,777.42平米、最大飼養頭数は搾乳牛256頭となります。さきに説明した牛舎との違いは、牛房を約20頭の12のグループに分けることが可能で、与える餌などの条件を変えたことによる生乳の量、質などのデータを確認するなど、研究機関からの受託研究に対応できる配置となっております。

次のページ、資料4をご覧ください。

D、複合牛舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積3,795.30平米、最大飼養頭数は266頭となります。つなぎ牛、フレッシュ牛、病畜牛に分けて飼養します。つなぎ牛は、

体格や分娩直後などの理由によりロータリー型搾乳ロボットで搾乳ができないため、つなぎ牛用の搾乳ロボットで対応します。フレッシュ牛は、分娩直後から3週間ぐらいの牛です。病畜牛は、足が不自由、乳房炎、産後で体調を崩しているなど療養が必要な牛のことです。

次のページ、資料5をご覧ください。

E、複合牛舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積3,777.42平米、最大飼養頭数は274頭です。乾乳牛と搾乳牛と分娩牛に分けて飼養します。乾乳牛は、分娩に備えて予定日の約60日前から搾乳せずに療養させる牛、分娩牛は、分娩予定直前や分娩の兆候が見られる牛のことになります。

次のページ、資料6をご覧ください。

F、搾乳舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積1,315.74平米、搾乳頭数は、1日当たり1,100頭を3回、延べ3,300頭となります。人の誘導により、搾乳牛が牛舎から搾乳舎まで歩いてきて搾乳ロボットに入り、終了後、元の牛舎へ歩いて帰ります。搾乳牛をグループごとに管理する必要がある場合には、待機所を仕切って4つの分離エリアとすることが可能です。

なお、ロータリー型搾乳ロボットシステムは、物品として別途購入します。

次のページ、資料7をご覧ください。

G、哺育舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積882平米、最大飼養頭数は112頭です。生後から10日、11日から40日までの哺育牛を飼養します。この棟の11日から40日のエリアは、肉用牛として出荷予定の肥育素牛を主に哺育します。

次のページ、資料8をご覧ください。

H、哺育舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積1,159.20平米、最大飼養頭数は160頭です。この哺育舎では、生後11日から2か月の搾乳牛用の素牛を哺育します。

次のページ、資料9をご覧ください。

I a、I b、Jの育成舎の平面図と立面図になります。

I a棟、I b棟の延べ床面積は2,493平米、J棟の面積は2,871平米となっております。最大飼養頭数はいずれも300頭で、育成期間の段階によって使い分けます。J棟については、東西方向に4メートル長いため、面積が大きくなっております。

次のページ、資料10をご覧ください。

K、堆肥発酵舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積4,012.95平米、最大堆肥体積量は3,660立米となりま

す。

次のページ、資料11をご覧ください。

L、堆肥舎の平面図と立面図になります。

延べ床面積4,373.72平米、最大堆肥体積量は5,740立米となります。堆肥を保管する施設です。

次のページ、資料12をご覧ください。

M、飼料庫の平面図と立面図になります。

延べ床面積1,762.27平米、飼料の保管や、給仕できる状態にしたものを種類ごとに分けておく施設でございます。

次のページ、資料13をご覧ください。

N、機械倉庫の平面図と立面図になります。

延べ床面積598.1平米、保管機械予定の欄にあるトラクターなどを格納します。

次のページ、資料14をご覧ください。

P、管理・研修・宿泊棟の平面図になります。

1階は、牧場を運営する管理エリア329.79平米と、研修エリア662.06平米に分かれております。2階は、宿泊エリア548.61平米となります。それぞれのエリアの室名、室数、面積は右の表のとおりとなっております。

次のページ、資料15をご覧ください。

P、管理・研修・宿泊棟の立面図になります。

次のページ、資料16をご覧ください。

S、飼料置場の平面図、立面図になります。

延べ床面積1,963.96平面図、牛の寝床の敷料として使うもみ殻1,300立米、おがくず650立米を貯蔵できます。

次のページ、資料17をご覧ください。

畜産施設のパス図となります。

次のページ、資料18をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結について（畜産施設電気設備工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第4号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、畜産施設電気設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約の対象者となったミライト・ワン・浪江

電設特定建設工事共同企業体代表者、株式会社ミライト・ワン福島支店支店長、佐藤元勝と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集42ページをお開きください。

1、契約の目的、畜産施設電気設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、12億1,000万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億1,000万円。

5、契約の相手方、福島県郡山市富久山町久保田字石鼻91番地の1、ミライト・ワン・浪江電設特定建設工事共同企業体代表者、株式会社ミライト・ワン福島支店支店長、佐藤元勝。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日。

本工事は、畜産施設の電気設備工事を行うものです。

次のページ、議案第4号、資料1をご覧ください。

畜産施設の全体電気配線図となります。

第1変電所と第2変電所が関係し、各建物に電気を供給します。それぞれに屋外キュービクル式高圧受変電設備を設置いたします。

次のページ、資料2をお開きください。

搾乳牛舎の電気設備図になります。

A棟とB棟は同じ内容となります。主な設備としては、図面下の表のとおりです。電灯設備は、LED高天井用照明器具28台、LED投光器2台、壁取付け熱線センサー灯2台、取付け位置は図面に色別に示しております。

動力設備は、インバーターファン102台、イメージ図の機器となります。ファンコントローラー4か所、インバーターファンをコントロールします。監視カメラ設備は、監視カメラ1台、監視カメラ照明4台となります。

次のページ、資料3をご覧ください。

C、搾乳牛舎棟の電気設備図です。

電気設備の種類、台数は下の表となります。電灯設備の取付け位置は、平面図に色別に示したとおりとなります。

次のページ、資料4をご覧ください。

D、複合牛舎の電気設備図です。

A、B、C牛舎の電灯設備の種類に加え、ピンク色で示したLED直付け型40型6台については、事務室や機械操作室用の照明器具となります。

以後、資料5から資料13は、E、複合牛舎からN、機械倉庫の電気設備図となり、資料2から資料4と同様に、電灯設備の設置場所と各設備の台数を示しておりますので、ご確認ください。

56ページ、資料14をお開きください。

P、管理・研修・宿泊棟の電気設備となります。

主な電気設備としては、電灯設備、主に事務室や会議室に設置するLED直付け型40型・20型135台、宿泊室に設置するLEDライト31台、廊下等に設置するダウンライト333台、宿泊施設等に設置するLEDポーチライト48台、非常照明64台、誘導灯28台。拡声設備につきましては、スピーカー49個。インターホン設備、モニター付き親機1個、玄関子機2個。テレビ共同受信設備、テレビアンテナ1組、CS・BSアンテナ1組。監視カメラ設備、監視カメラ16台となります。

次のページ、資料15をご覧ください。

敷料置場の電気設備図です。

電気設備の電灯設備の位置、各施設の種類、台数は、下の表のとおりです。

次のページ、資料16をご覧ください。

入札執行結果表となります。

制限付一般競争入札を実施しましたが、再入札を行っても最低入札価格が予定価格を下回りませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2に、随意契約によることができる場合が定められており、第1項第8号に、競争入札に付し、入札者がいないときは再度の入札に落札者がいないときに該当するため、随意契約に移行しました。

次のページ、資料17をお開きください。

見積りの執行結果表となります。

制限付一般競争入札における最低価格の入札者であったミライト・ワン・浪江電設特定建設工事共同企業体から見積書の提出を受け、見積り額が予定価格を下回りました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の締結について（畜産施設機械設備工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第5号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、畜産施設機械設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった関電工・小黒設備工業特定建設工事共同企業体代表者、株式会社関電工福島本部常務執行役員福島本部長、藤井和彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集60ページをお開きください。

- 1、契約の目的、畜産施設機械設備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。
- 3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、5億6,100万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額5,100万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡楡葉町大字井出字浄光西15番地2、関電工・小黒設備工業特定建設工事共同企業体代表者、株式会社関電工福島本部常務執行役員福島本部長、藤井和彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日。

本工事は、畜産施設の機械設備工事を行うものです。

次のページ、議案第5号、資料1をご覧ください。

畜産施設の機械設備全体配置図となります。

整備予定の井戸2か所について、位置を図面に示しております。井戸からの黄緑で示した本配管は、造成工事と一体に先行して施工する必要があるため、造成工事に含まれております。本工事は対象となるのは、紫で示した本管以降の各施設に接続する配管となります。

次のページ、資料2をご覧ください。

A、B、搾乳牛舎の設備図です。

図面上段の図は、給水管と排水管のルートを示しています。排水先は、排水処理施設となります。

下の図は、細霧装置の配置となります。霧状の水を噴射することにより、暑熱対策と、アンモニア吸着による臭気対策となります。

以後、資料3から資料5、C、搾乳牛舎、D、E、複合牛舎も同様に、上段に給排水管ルート図、下段に細霧装置の配置図を示しておりますので、ご確認ください。

次に、66ページ、資料6をご覧ください。

F、搾乳舎の上段は給水設備図、下段は排水設備図となります。

トイレに洋風大便器2組、壁かけ小便器1組が設置されます。トイレ用の排水は、黄緑で示されたルートで排水され、合併処理浄化槽5人槽により処理されます。

以後、資料7から資料9、G、H、哺育舎、I a、I b、J、育成舎も牛舎と同様に、上段に給排水ルート図、下段に細霧装置の配置図を示しておりますので、ご確認ください。

次に、70ページ、資料10をご覧ください。

K、堆肥発酵舎の細霧装置の配置図となります。

次のページ、L、堆肥舎についても、細霧装置の配置図となります。

次に、72ページ、資料12をお開きください。

N、機械倉庫の設備図です。

ここにはトイレがあり、洋風大便器2組、壁かけ小便器2組が設置されます。こちらもトイレの排水は、合併処理浄化槽により処理されます。

次のページ、資料13をお開きください。

P、管理・研修・宿泊棟の設備図です。

主要な設備といたしましては、空気調和設備、ビル用マルチエアコン室内ユニット52台、ビル用マルチエアコン屋外ユニット13台、パネルヒーター12台、給排気グリル4個、天井用吹き出し出口14個となります。それぞれの配置は、図の色で示したとおりです。

その他の設備として、換気設備、衛生器具設備、給湯器、給水設備が整備され、その内容は表のとおりとなります。

浄化槽設備は、合併処理浄化槽42人槽を1基整備します。

次のページ、資料14をお開きください。

S、敷料置場の設備です。

こちらにはトイレがありまして、洋風大便器2組、壁かけ小便器2組が設置されており、排水は、合併処理浄化槽により処理されることとなります。

次のページ、資料15をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

（午前 9時31分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 9時32分）

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 説明の訂正をお願いします。

トイレに関するところで、72ページ、N、機械倉庫でございますが、洗面器2組と説明するところを壁かけ小便器と説明いたしました。

もう一か所、74ページ、S、敷料置場、こちらも洗面器2か所と説明するところ、小便器と説明しました。

訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の締結について（液肥製造・排水処理施設整備工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第6号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、液肥製造・排水処理施設整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった前澤工業株式会社環境ソリューション事業部事業部長、都倉剛と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

議案集76ページをご覧ください。

1、契約の目的、液肥製造・排水処理施設整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、26億7,355万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2億4,305万円。

5、契約の相手方、埼玉県川口市仲町5番11号、前澤工業株式会社環境ソリューション事業部事業部長、都倉剛。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日。

本工事は、畜産施設の液肥製造施設及び排水処理施設の整備を行うものです。

議案6号、資料1をご覧ください。

畜産施設液肥製造・排水処理施設の配置図となります。

工事概要は、右上の表をご覧ください。

○－１、原料棟、鉄筋コンクリート造平屋建て、142.65平米。

○－２、消化液分離棟、鉄筋コンクリート造２階建て、409.64平米。

○－３、固液分離棟、鉄筋コンクリート造２階建て、196.68平米。

○－４、排水処理棟、プレキャストコンクリート造、37.84平米。

○－５、ガスホルダー棟、木造平屋建て、129.6平米。

○－６ a、発酵槽、鉄筋コンクリート造、2,420立米。こちらは貯留量になります。

○－６ b、発酵槽、鉄筋コンクリート造、2,420立米。

○－７、液肥貯留槽、鉄筋コンクリート造、3,530立米となります。

資料２をご覧ください。

液肥製造・排水処理施設の断面図１となります。

灰色部分は、地下に整備する構造物となります。

資料３をご覧ください。

断面図２となります。

資料４をご覧ください。

液肥製造・排水処理施設のフロー図となります。

１日最大78トン発生するふん尿が、投入槽Bから液肥製造施設に送られ、１、原料受入れ槽に入ります。

２、原料分離設備で固形物が分離され、その固形物は堆肥発酵舎へ送られます。

３、原料分離液槽には、廃棄乳や給餌残渣が投入されます。

４、発酵槽で、発酵に伴うメタンガスが発生します。

発酵が終了した消化液は、５、消化液槽に送られ、６、消化液分離設備で固形物を分離します。こちらも堆肥発酵舎へ送られます。

７、圧縮液槽を経て、液肥として利用するものは、８、液肥貯留槽へ貯留します。

液肥として使用しない消化液は、排水処理施設へ送られます。排水処理施設では、法律で定められた基準に浄化した上で河川へ放流します。

メタンガスに関しては、９、ガス生成貯留設備から10、ガス利用設備に送られ、発電を行います。牧場で使用する電気の６割から７割を賄う予定です。

11の熱利用設備は、発電に伴う熱を利用し温水が発生します。この温水は、発酵槽などで発酵の促進などに使用します。

次のページ、資料5をご覧ください。

施設の配置と処理の流れを示したものになります。

フロー図の番号と各施設の番号、矢印の番号が対応しておりますので、ご確認ください。

次に、資料6をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、復興海浜緑地（多目的広場）造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生涯学習課長補佐に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（門馬純子君） 議案書により説明いたします。

83ページをお開きください。

1、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、10億6,150万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,650万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日となっております。

本工事は、災害時に、現在整備中の復興記念公園の緊急物資供給基地として、復興記念公園の防災機能を補完する施設として、また平時には、パークゴルフ場として4コース36ホールを整備するための造成工事です。

次ページ、資料1をご覧ください。

こちらが、復興海浜緑地（多目的広場）造成工事の位置図となっ

ております。

震災遺構・請戸小学校の北に位置しております。

次ページ、資料2をお開きください。

こちらが、復興海浜緑地（多目的広場）造成工事の概要図となります。

内訳としまして、事業面積が4.98ヘクタール、基盤整備としまして盛土工6万1,585立米、広場整備としましてパークゴルフ場が3万2,522平米、芝の広場としまして4,175平米、舗装の広場としまして656平米、駐車場としまして7,256平米、調節池としまして3,949平米、外構整備としまして擁壁工が634メートルとなっております。

次ページをお開きください。

こちらは、入札の執行結果表となっております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第8号 物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その1））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第8号 物品購入契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、畜産施設備品購入（その1）について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった中央オリオン株式会社郡山営業所所長、澤野祐と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

議案集87ページをお開きください。

1、契約の目的、畜産施設備品購入（その1）。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、10億7,030万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,730万円。

5、契約の相手方、福島県郡山市喜久田町卸1丁目22番1、中央オリオン株式会社郡山営業所所長、澤野祐。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日。

本工事は、畜産施設の物品購入を行うものです。

資料1をご覧ください。

畜産施設の敷地配置図に、今回購入する物品の設置位置を示しております。

購入予定の物品は、左下の表のとおりです。

ロータリー型搾乳ロボットシステムは、ロータリー型搾乳ロボット1台、縦型バルククーラー3台、生乳予冷システム1式により構成されます。

つなぎ牛搾乳システムは、搾乳オートキャリーロボット2台、密閉型バルククーラー1台で構成されます。

自動哺乳システムは、自動哺乳ロボット個別哺育用2台、自動哺乳ロボット集団哺育用4台で構成されます。

ふん尿回収ロボット15台、バークリーナー移送システム9台、餌寄せロボット8台となります。

次のページ、資料2をご覧ください。

1、ロータリー型搾乳ロボットシステムの配置図となります。

F、搾乳舎に配置されます。

ロータリー型搾乳ロボットは、収容頭数40頭、ロータリー直径が13メートル、1,100頭の搾乳を8時間で搾乳します。縦型バルククーラーは3台購入し、1台当たり貯乳量は1万4,000リットル、3台合計で4万2,000リットルとなります。保冷温度は4度です。生乳予冷システムは、ロータリー型搾乳ロボットからパイプラインを通じてバルククーラーへ注入する際に、約35度の生乳を10度までに事前に冷却するシステムとなります。

次のページ、資料3をご覧ください。

つなぎ牛舎搾乳システム配置図となります。

D、複合牛舎に設置します。

搾乳オートキャリーロボット2台を設置します。牛舎内に設置したレールに沿って搾乳ユニットを自動搬送します。1台につき搾乳ユニット4基が配置され、搾乳ユニット1基当たり2頭同時に搾乳可能です。密閉型バルククーラー1台を設置します。貯乳量4,000リットル、生乳保冷温度は4度となります。

次のページ、資料4をご覧ください。

自動哺乳システム配置図となります。

G、哺育舎に設置します。自動哺乳ロボット個別哺乳用2台を設置します。牛舎内に設置したレールに沿って稼働し、子牛ごとに自動哺乳を行います。1台当たり64頭に哺乳が可能です。哺乳回数は1日当たり8回可能です。

次のページ、資料5をご覧ください。

自動哺乳システム配置図となります。

H、哺育舎に設置します。自動哺乳ロボット集団哺乳用4台を設置します。先ほどのシステムとの違いは、やや成長して自力で哺乳可能な子牛に使用します。1台当たり最大64頭の哺乳が可能です。

次のページ、資料6をご覧ください。

ふん尿回収ロボット15台の配置図となります。

図面は、A棟からF棟の配置図となっており、そのうちA、B、C棟にそれぞれ4台、D、複合牛舎、2台、E、複合牛舎、1台配置します。赤い丸で示した位置に配置します。牛舎内を自動で回送し、迅速に牛ふん尿を回収、清掃します。回収アーム幅は1.8メートル、本体内に500リットル相当のふん尿を回収可能です。回収したふん尿は、バークリーナーへ排出します。稼働可能時間は11時間程度、充電必要時間は1日当たり2時間です。

次のページ、資料7をご覧ください。

バークリーナー移送システム9台の配置図となります。

図面は、A棟からF棟の配置図となっており、ふん尿回収ロボットにて回収されたふん尿をベルトコンベアにて、投入槽A、投入槽Bに移送するシステムです。毎分6メートルの速度で移送します。配置箇所は、色別に示したとおりとなります。

次のページ、資料8をご覧ください。

餌寄せロボット8台の配置図となります。

餌を食べる際に散らばった餌をロボットにより食べやすい位置まで寄せる作業を行います。全体配置図に、配置される棟、ロボットの動きを示しております。配置箇所は、色別に示したとおりとなります。A、B、C、搾乳牛舎、D、E、複合牛舎、I a、I b、J、育成舎に各1台設置します。本体重量680キロ、分速12メートル程度で走行します。最大走行距離は、満充電時に1キロ程度です。

次に、資料9をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第9号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、町営高瀬野球場復旧工事（土木）について、契約変更を

行うものであります。

現在の契約金額は6,380万ですが、478万3,900円を増額し、6,858万3,900円に変更するものであります。

詳細については、生涯学習課長補佐に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（門馬純子君） 議案書により説明させていただきます。

97ページをお開きください。

1、契約の目的、町営高瀬野球場復旧工事（土木）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前6,380万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は580万円。変更後としまして、6,858万3,900円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は623万4,900円となります。

契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組代表取締役、泉田征慶。

6、工期、令和5年6月13日から令和6年3月15日となっております。

次ページをお開きください。

変更の内容となります。

まず、敷地造成工ですが、支障木の伐採について、草木の繁茂により数量の把握が困難であったことから、除草後に数量を調査し、変更対象としたものです。クズ根におきましては、除草工による人力作業では対応し切れない箇所について、重機によるクズ根撤去を変更対象としたものです。当初設計の除草範囲に加え、のり面崩壊箇所の調査等のため数量を追加し、変更対象としたものです。支障木の伐採が104本、クズ根撤去が1,883平米、除草工が1,864.3平米から2,847.9平米となります。

次に、石れき除去・ふるい分け作業ですが、表土掘削前に耕起を行ったところ、20センチ前後の石れきの混入が確認されたことから、集積した表土の石れき除去・ふるい分け作業を変更対象としたものです。こちらが、石れき除去・ふるい分け作業としまして388.8立米となっております。

次に、購入土ですが、当初設計時の地盤の高さに対し低い箇所があったため、盛土する量が増加し、購入土、盛土材が不足することから変更対象としたものです。内野の不足土が79立米、外野の不足土が150.7立米となります。

次に、仮設工敷鉄板ですが、仮設道路におきまして、グラウンド

内の滞水等により地盤が軟弱で、ダンプトラックの走行に支障を来すことから、敷鉄板による養生を変更対象としたものです。敷鉄板の設置と撤去で297.3平米となっております。

次に、防護柵のほうですが、ネットフェンスにつきまして、繁茂した草木により破損が判明できなかった箇所を除草後に調査、確認し、数量を追加し、変更対象としたものです。外野部におきまして、フェンス下部の土砂が排水機能の支障となっていたことから、土砂撤去及びその作業に伴うネットフェンスの撤去、再設置を変更対象としたものです。ネットフェンス張り替えが18スパンから68スパン、ネットフェンス胴縁つけ替えが4基、フェンス土砂撤去が705立米、ネットフェンス撤去・再設置が44基となっております。

次のページをお開きください。

先ほど説明させていただきました各項目の図面と写真となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,836万円を追加し、歳入歳出予算の総額を372億6,431万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明をいたします。

議案集106ページをお開きください。

歳入をご説明いたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金4,636万8,000円の増につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、低所得世帯臨時特別給付金事業の財源となるものでございます。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金199万2,000円の増につきましては、財源調整でございます。

107ページをお開きください。

歳出のご説明となります。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 4,836 万円の増、こちらにつきましては、低所得世帯臨時特別給付金事業に係ります経費を計上してございます。住民税均等割世帯のみ課税となっている世帯へ 1 世帯当たり 10 万円、そして低所得の子育て世帯に、世帯内で扶養されている 18 歳以下の子に 5 万円を給付する事業となっております。

103 ページにお戻りください。

第 2 表繰越明許費補正でございます。

今ほどご説明をさせていただきました低所得世帯臨時特別給付金事業につきまして、この 2 月から支給の開始を予定しておるものですが、令和 6 年度にかけて申請期間を設けるということから、繰越明許費として設定するものでございます。

108 ページは、補正予算による基金の運用状況となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（平本佳司君） ここで常任委員会開催のために 11 時 30 分まで休議します。

（午前 9 時 57 分）

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 11 時 30 分）

◎議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第 3、議案第 1 号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木 茂君） 私は、けじめをつけるという意味で、この議案に反対するものではありませんけれども……

○議長（平本佳司君） 8 番議員に申し上げます。

一応、委員会審議しておりますので、委員長の許可をもらっているでしょうか。

○8 番（佐々木 茂君） 委員長に、質問しますよというあれはしました。

○議長（平本佳司君） はい、分かりました。

○8 番（佐々木 茂君） それで、こうした問題がなぜ起きたかという
と、この高瀬球場が最初に造られたとき、グラウンドに石を埋める

なんていうとんでもない工事をした施工業者に対しては、瑕疵担保責任は問えないとしても、やっぱり何らかのペナルティーを与えるべきだろうと私は考えています。特にグラウンドに石を埋めるなんていうのは言語道断、不良工事でなく、こういうのはもう詐欺と同じ扱いだと私は思っています。

それともう一つ、実は教育委員会というのは、ほとんど教育行政に関わる委員会だろうと、あと社会教育という仕事がメインだろうと思います。教育委員会が工事関係をずっと持っていたんですが、工事の発注から何から施工管理までせざるを得ない。建設課の手も借りるんだらうけれども、こういうことを二度と起こさないためには、やはり建設なら建設課、餅屋は餅屋に任せたほうが、私は今後いいのではないのかと考えております。ですから、これからこうした建設工事関係で教育委員会がいろいろ考えるよりも、まず建設課のほうが受託をするという形を取って、建設課が進めるというような方向性でぜひとも進んでいただきたいなというふうに考えております。

○議長（平本佳司君） 8番議員、それは要望でよろしいでしょうか。

○8番（佐々木 茂君） いや、今後の方針として答えていただければと思います。

○議長（平本佳司君） それでは、答弁者。

成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 佐々木議員からの今後の対応という質問についてお答えいたします。

これも12月の定例会の中でも渡邊議員からご質問いただいた内容でございますけれども、これまで復興に向けましては、ふれあいセンターやカントリーエレベーターなど、様々整備を進めてまいりましたし、現時点におきましても、浪江駅周辺整備事業や復興牧場ということで、様々な整備を進めているところでございます。

こういう施設整備を進める中につきましては、やはり技術職員が限られているというふうな状況もございまして、各課それぞれが、応援職員を確保したり、あるいは民間の発注者支援業務というものを活用しながら、それぞれが工夫しながら取り組んできたところでございます。

しかしながら、今回、ご指摘の件などを踏まえますと、やはり技術的な面からもチェック体制の強化というのが必要であるというふうに我々としても感じたところ、認識したところでございます。

このため新年度からは、民間の建設コンサルタントを活用しながら、施設整備ごとに担当技術者を配置するとともに、担当技術者が

一堂に会して意見交換を行う定期的な会議を行うなど、施設整備全体の進捗状況や技術的な課題などの情報を建設課にタイムリーに集約する仕組みを構築してまいります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと討論をさせていただきます。

町長と教育長の給料の削減ということなのですが、この責任の取り方ということで今いろいろお話しただいたんですけれども、よくよく考えていただきたいと思うのは、この令和4年度の予算額が328億、今年度が334億と、莫大な予算を執行するわけですね。震災前の資料をちょっと見させていただいたんですけれども、大体70億から80億ぐらいの執行なんですよ。それで、その中、4倍ぐらいになっている中で、様々な大きな事業が、目白押しという言葉が当てはまるかどうか分からないですけれども、浪江町に今起こってきている、そういう中で、やっぱりその内容に対しても知見や知識を勉強しながら、多分、今、職員の方は当たっていると思うんですよ。

もし、こういったことで例えば何かがあった場合に、最高責任者である、執行責任者である町長、教育長が給料削減をするような責任の取り方というか、けじめのつけ方をしてしまうと、多分、職員は、一生懸命頑張っているいろんなことをやろうとしているのに、ちょっといろんな面で委縮してしまうのかな、という面があるなというふうに感じているんですね。仕事に対してネガティブなことになってしまうと、職員の能力というのは発揮できなくなるのかな、と思います。今、副町長のほうからご説明いただいたんですけれども、こういった要するに管理不足とか手続不足が起こらないような対策を改めて立てるということが、責任の取り方、けじめの取り方だというふうに私は思っているんです。

ですから、本来、我々は、町の行政に対してチェックをする組織ではあるんですが、責任を追及するのではなくて、やっぱり対策を要求するというのが、我々の常識というかセオリーなのかなというふうに思っているんで、私は、今後の職員の能力を発揮させるためには、今回の議案に対しては賛成ではなく、反対させていただきたいという形を表明させていただきます。

○議長（平本佳司君） ただいま11番議員から反対討論がございました。
次に、本案に対する賛成の発言を許します。賛成討論ある方、お
いでになりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第1号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改
正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平本佳司君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第2号 浪江町手数料徴収条例
の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について
を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、議案第3号 工事請負契約の締結に
ついて（畜産施設建築工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 大型の工事でありますけれども、1つは、懸
念しているところは、大型であればあるほど、ランニングコストと
いうものがどのように考えられているのかということをお聞きしま

す。

あと、図面をずっと見ますと、動物残渣の件が抜けているような感じがいたします。と申しますのは、酪連が福島で、病死、事故死の牛を土中に埋めていて書類送検になっているということもあります。そういうことで、私は、2,100頭の動物を扱うわけですから、この病死または事故死の場合の動物の保管室、冷蔵施設が正しいんだろうと思いますが、そういう施設をどのように考えているか。この図面からは抜けているような感じがしております。その処置についても考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

まずランニングコストについてでございますが、今回の施設、町で整備しまして、運営者に貸し出すという中身でございますが、こちらのランニングコストは運営者が負担するということになっていきます。フル稼働時でございますが、収入が約20億円、支出が約19億円ということで、採算は取れるというふうなシミュレーションでございます。

続きまして、死亡牛、牛が死んだ場合の対応についてということでございます。死亡確認後、どういった対応を取るのかということでございますが、死亡牛は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分することとしています。具体的な対応としては、死亡牛確認後、直ちに運搬業者へ連絡し、化製処理場へ運搬いたします。運搬業者の都合によって即日対応が難しい場合は、管理運営者が策定する飼養衛生管理マニュアルに基づいて、一時的に施設内へ仮置きとなりますが、基本的にはできるだけ速やかに専門処理業者に引き渡すという計画となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ご回答ありがとうございます。

20億の収入で19億の支出ということで、若干利益が出るのかなという計画らしいんですが、実は、戦争とかいろんなことで穀物の飼料の輸入単価が非常に上がっている中で、もう少し利益の出るような経営計画ができないのかどうか。例えば、乳価が下がれば北海道のように牛乳を畑にまいてしまう、というふうなことも起こり得るわけですね。ですから、そういう場合についての対策というのは、国の補助とかそういうものを得られるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

今のところの申請に当たっての収支計画ということでお答えさせていただきましたが、今後精査する余地はまだあるのかなというふうに思っておりますので、今後、運営者が選定されていきますので、そういった運営者としてしっかり中身を精査して、収支を改善、これ以上の改善というものを目指していきたいなというふうに考えてございます。

また、現在、輸入飼料の高騰であったりとか、燃料の高騰であったりとか、取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、できるだけ町内での自給飼料の拡大とか、県内連携してそういったところを取り組んでまいりますし、国の支援策があれば最大限活用して、運営に貢献できるように、適正な経営に貢献できるような牧場にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 議案3号から6号までが畜産施設関連の工事でありまして、総額100億円になります。100億というと、渡邊議員からもありましたが、震災前の一般会計の予算を超える超大型公共事業になります。この事業が、設計当初のとおり履行されるかが危惧されます。

そこで、具体的に成井副町長から第1号のときに答弁がありましたけれども、監督員の配置をすべきだと思っております。具体的に監督員の配置はどのようにお考えかお聞きします。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 監督員の配置についてお答えいたします。

復興牧場はかなり大型のプロジェクトというふうなことでございますので、今現在、他県の応援職員について要望を求めているところでございまして、その建築職の確保について今進めているところでございます。

またあわせて、先ほど佐々木議員のご質問に関しまして答弁いたしましたけれども、民間の建設コンサルタントを配置いたしまして、その方を工事監督員として置くというふうなことは、これは予定しているところでございますので、他県からの応援、それから民間の活用、この両面でしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第3号 工事請負契約の締結について（畜産施設建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結について（畜産施設電気設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） 入札または見積りの執行結果表なんですけれども、この入札は7回行われて、不落になっております。その大きな要因は町としてどのように捉えているかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えいたします。

理由といたしましては、設計段階と、あとはその入札段階の資材の高騰が製品によってはあるということがあります。ものによっては、それほど上がっていないもの、あとは公共単価とずれがあるもの、そういったものがありまして、どうしても民間業者さんの積算でなかなか予定価格を下回らなかったという分析をしております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） そこで、資料17ですか、見積りの執行結果表からですと、この上程の際に、見積書を業者から提出してもらって、協議の上、随意契約したという説明だったと思うんですけれども、今、金山課長からありましたように、設計単価を町の公共事業の見直しとして、最初から、その辺は資材高騰もありますから分かっているんで、私は、最初から設計単価を見直すようにして、入札予定価格を決めるというほうが、業者のほうも大変苦勞することもなくスムーズにいくのかなと思うんですけれども、反面、あとは競争で

すから、競争率も当然起きるような予定価格でないともまずいとは思いますが、資材の高騰等も踏まえれば、以前にも私、申し上げたと思うんですが、設計単価の見直しが必要じゃないかというふうに指摘していたときがありましたので、改めてここで、もう一度その点についてお伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、公共工事の積算に当たって、できるだけ最新の公共単価で設計をすることとしています。一旦、成果品としてその時点の単価だったとしても、入札公告時点で公共単価が見直されていけば、その単価入替えをして入札を実施しているところです。

今回、もし万が一契約に至らずという場合は、改めて国に相談をして、公共工事と民間の実勢価格が乖離をしているので、そこはその単価を採用しないで、一旦、見積りによる単価に置き換えて、全体事業費の積み増しなども想定はしていたところではあります。今回、予定価格を下回ったということなので、そのあたりは、改めての入札後の内訳書を突き合わせて、仕様を確認して、町側が調整している仕様と、あとは、今回、相手様が見積りしてきた仕様の程度にずれがあるかないかとか、そういったところを確認した上で、改めて積算をお願いして、頂いた見積りが下回ったという内容になります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第4号 工事請負契約の締結について（畜産施設電気設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（平本佳司君） ここで、1時15分まで休議にします。

(午前 11時51分)

○議長（平本佳司君） 再開します。

(午後 1時15分)

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、議案第5号 工事請負契約の締結について（畜産施設機械設備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） この水関係の設備なんですが、1日に使用する水はどのぐらいなのか。それと、汚水処理については1日78トンということを書いてありましたが、1日に使う水の量をちょっと教えてください。

もう一つ、汚水排水というのを、河川を通して海に放流する予定ですが、現地の目の前の海は棚塩で、ホッキガイの生産というか、そこがありますものですから、この汚水がホッキガイを駄目にするんじゃないのか、というふうに私は懸念しておるんですが、そうしたことがないように、漁業協同組合等との協定とかそういうのを結んでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、必要な水の量でございますが、暫時休議をお願いします。

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

(午後 1時16分)

○議長（平本佳司君） 再開します。

(午後 1時17分)

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼いたしました。

まず、必要な水の量としては、地下水を活用しておりまして、1日当たり300トン必要になってございます。

また、排水の件でございますが、排水に関しては、法令基準の通り、基準内に浄化した上で排水いたしますので影響はないと考えておりますが、今回の計画に当たっても、地元漁協に内容の説明をしてありまして、基準内の排出であれば問題ないのではないかと

いう反応をいただいております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 1日に使用する水の量は300トンということ
でよろしいのでしょうか。それでは、汚水の処理が78トンとなっ
ているのは、この差はどこに消えたのでしょうか。これがちょっと分
からない点です。

あと、私は、漁協の人がどうのこうのじゃなくて、万が一、ホッ
キガイの生産に影響が出た場合、施設を全部止めなくちゃいけない
ことも考えなくちゃいけないだろうと想定しています。それで、万
が一、そういったときのために、漁業補償とか、そこまで考えてい
らっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、必要な水と排水の関係でございますけれども、最初の300
トンは、牛が飲む水とか工場内で使用する水ということで、必要な
水の量が300トンということになっております。その後は、先ほど
の78トンに関しましては、ふん尿として処理施設に運ばれる量が78
トンですので、それ以外の、ふん尿以外の排水に関しては、直接排
水処理施設に流れ込んで排水処理されるということになります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 確かに汚水処理施設では78トンかもしれませ
んが、その差が220トンぐらいですか。これが、ただ排水溝から海
に流されるということになりますと、私が先ほど懸念して言ってい
る、ホッキガイに対する影響が出るのではないのかと私は心配して
いるわけです。一応ありませんというんじゃ、それならそれでいい
んですけれども、万が一影響が出た場合、施設を止めなくちゃなら
なくなるのか、それとも漁業者に対する賠償金というのか補償金を
出さざるを得ないのかどうか、そこまで考えて答弁なされているの
かどうかお聞きします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼いたしました。

まず、最初の排水処理でございますが、ふん尿以外の排水はその
まま側溝に流れるというわけではなくて、そちらも一般的に、浄化
処理、浄化槽のようところで処理をされて、基準以内に処理され
て排水されることになります。

また、そういう漁業に対する影響ということではありますが、ここ

の施設が稼働するに当たって、今からもう周辺の行政区、それから漁協、そういった方々と連絡協議会を持って、定期的に情報共有の場を持つ仕組みを立ち上げてございますので、そういったところでしっかり状況を確認しながら、万が一そういう何か牧場に起因する現象が確認された際は、早急に関係機関と連携していきたいと考えておりますが、今のところ、漁業補償の具体的な内容まで検討しているという事実はございません。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第5号 工事請負契約の締結について（畜産施設機械設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、議案第6号 工事請負契約の締結について（液肥製造・排水処理施設整備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 堆肥の生産と、あと液肥ということで、メタンガスを取って、それを燃料に換えて、電気、いろいろなものに使われるということが計画されているようですけれども、1日か、1か月でもいいんですが、堆肥の生産量は幾らぐらいになるのか。さらに、その堆肥の販売先とかそういうものが、もう既に確保されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 堆肥の生産量については、年間1万2,000トン生産する計画をしております。

また、堆肥の供給先であります。この運営会社として自給作物の生産に取り組むこととしておりますし、また、町内で農業活動を

されている耕種農家、野菜とか、そういった方々への供給も想定されています。堆肥のやはり滞留というか、余って行きどころがないというところは、しっかり県などとも連携して広域的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第6号 工事請負契約の締結について（液肥製造・排水処理施設整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第7号 工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） この間も全協で質問をさせていただきましたけれども、今度のパークゴルフ場の中心に位置するところは、昔から地盤が悪くて、非常に谷地っぽいところで、そういうところなんですけれども、私は、載荷試験とって、盛土をして、少し沈めて、地盤をつくっていくやり方をするというご説明も受けていますけれども、地盤改良がちょっと必要なところが出てくるんじゃないのかな、という考えを持っています。多分、これは追加工事が出てくる可能性があるんじゃないかと私自身は想定しています。ということは、昔から請戸のここの地区だけは、谷地っぽいということで、非常に問題になった地区でもあります。

あと、万が一のとき、ヘリコプターの着陸というか、基地という扱いもされるようですけれども、着陸の位置というのはもう既に大体想定されていると思いますけれども、着陸に当たっても、やっぱ

り大した面積はないと思いますけれども、その地盤だけでもしっかりやっておかないと、ヘリコプターが着陸したら、ずぶずぶになったとかいうことのないように、やっぱりそこは一部、私は、ちゃんと、コンパクションでも何でもいいんですが、地盤改良をされるべきではないかと考えておりますので、お願いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（門馬純子君） ご質問ありがとうございます。

まず、軟弱な地盤ということで、先日、全員協議会でもご説明させていただきました。まずは、盛土をしっかりとしまして、一定期間、時間を置きまして、しっかりと沈んだのを確認して、そこが動かないなというところまで見させていただきたいと思っております。

また、ヘリポートにつきましても、ヘリポートを1ヘクタール予定しているんですが、その部分と、ヘリポートに行くそのアクセス道路というか、その部分につきましても、その地下のほうに路盤材をきちんと入れさせていただきましますので、強度のほうは大丈夫かと思えます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 分かりました。それでも、面積が広いだけに、地盤改良というか、盛土をして沈むのを待っているというやり方もありますけれども、やっぱり暗渠を張り巡らせるような、そうした設計も必要ではないのかなと考えておりますけれども、その点をお願いします。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（門馬純子君） ありがとうございます。

排水のほうの暗渠は、もちろん計画しております。また、建物ときちんと支持層までの杭だとかということも計画しておりますので、様々な方法で予定しております。

以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第7号 工事請負契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第8号 物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その1））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第8号 物品購入契約の締結について（畜産施設備品購入（その1））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第9号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） これ、前回、否決からもう一回、再上程ということになっていると思うんですが、前回、私も賛成はしたんですけども、1つだけちょっと担当課にお聞きしたいんですけども、この契約金額なんですけれども、変更前が6,380万で、前回は6,987万、今回は6,858万ということになっている。ここで金額のちょっと違いが出ているんですけども、その辺の理由をちょっと詳しくいただきたいなというふうに思います。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（門馬純子君） 説明いたします。

まず、12月定例会時の変更内容は、変更対象として、復興庁からも変更内容を了承いただいております。そのため上程させていた

だいたところですが、12月定例会の否決を受けまして、変更内容について調査、確認を行い、専門的な部分につきましては建設課により確認をしていただきました。そして、より厳しく精査をさせていただいた結果、仮設工におきまして、Uターン場所及び作業床用の敷鉄板については、受注者の任意における仮設と判断いたしました。

資料を見ていただきたいんですけども、99ページの(4)の仮設工の図面になります。こちらは、球場の図面があるかと思うんですが、④番のピンクのところ、仮設道路の部分、こちらは最低限必要なところということで変更対象とさせていただいて、そのほかの箇所につきましては、この茶色いところなんですけれども、こちらは土の仮置場なんですけれども、こちらの場所の設定につきましては受注者の裁量による配置となっております、そこまで、仮設道路からこの仮置場までは任意のものとなりますので、場所が違えば鉄板の枚数も変わるというところで、こちらは受注者の裁量イコール任意と捉えることができるため、今回の上程では変更対象から除かせていただきました。受注者との協議を終えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、課長補佐の説明でよく分かったんですけども、前回の課長の説明のときに、これ、なぜ今頃になってこの追加金額が出てきたんだという質問をしたときに、全部を把握しなければ、全部を精査しなければ金額が出ないので、工事はやっているんだけれども、最終的にこの金額になりますというのが確定しなかったもので、今追加になったという理由だったはずなんです。私はそう記憶しているんですけども。

それで、今回、そのままの金額でというか、金額が変更しないで出てくる分には、ああ、そのときの精査がきちりできていたんだなという理解ではあるんですけども、さらにもう一回精査したら、実は鉄板の部分はこうだったんだという説明で、言っていることは分かるんですけども、やっぱりこれ、やり方とすると、この間、副町長のほうから、今後はこういう対応をしますというお答えをいただいたんですけども、そういうところもやっぱり、これが悪かったというわけじゃないんですけども、そういうことが、精査しても、なおかつもう一回精査したらこうなったという結論が出るといことは、その精査の方法が最初からうまくいっていなかったということにもなると思うんですね。

ですから、その辺の対策も、もう一回、副町長といろいろ相談しながらやっていただきたいというふうに思います。この案に関してじゃなくてですね。これは要望でいいです。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第9号 工事請負契約の変更について（町営高瀬野球場復旧工事（土木））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第10号 令和5年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回浪江町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 1時37分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 紺 野 榮 重

署名議員 武 藤 晴 男

署名議員 紺 野 豊